

ポニー園指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

目黒区立碑文谷公園「ポニー園」（通称：こども動物広場）については、平成18年4月に「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を目的として指定管理者制度を導入し運営管理を行っており、令和6年3月末で指定期間が終了する。

本方針は、令和5年4月1日付けで改正された「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき、次期指定管理者候補者の選定に当たって選定方法・指定手続き等の基本的事項をまとめたものである。

2 施設の概要

(1) 設置目的

本施設は、目黒区立公園条例第1条の目的である「区民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与すること」に基づき、「公園の活性化、地域住民との協働、青少年育成及び障害児福祉等を行うため」設置したものである。

(2) 概要

ア 所在地：目黒区碑文谷6丁目9番31号

イ 敷地面積：約1,985㎡（引き馬コースを除く）

構成施設

(ア) 乗馬場 約810㎡

(イ) 引き馬コース 約200㎡

(ウ) 小動物ふれあいコーナー 約230㎡

(エ) ポニー舎（2階部分管理事務所、1階部分馬房8房などを含む2階建て）

敷地面積 140.94㎡ 延べ床面積 219.24㎡

ウ 開設時間：午前10時から午後5時まで

エ 休園日：月曜日（祝日の場合はその翌日）

祝日の翌日（日曜日に当たる場合はその翌日）

1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで

3 選定に関する基本的事項

(1) 対象施設

目黒区立碑文谷公園「ポニー園」（通称：こども動物広場）

(2) 選定方法

制度の趣旨を生かし、公募とする。

ポニー園として業務内容や管理の基準を具体的に定めた募集要項を作成する。

(3) 評価・選定基準

評価に当たっては、「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を総合的に評価する。評価項目としては以下の通りとし、各項目の細目やその他必要な項目に

については選定評価組織で設定する。

ア サービスに関する事項

- (ア) 施設の設置目的を十分発揮する内容となっているか。
- (イ) 動物を適正に飼育・管理できる内容となっているか。
- (ウ) 施設が適正に維持管理できる内容になっているか。
- (エ) すべての利用者の平等な利用の確保が図られるか。
- (オ) 利用者の声を反映する仕組みになっているか。
- (カ) 障害者の自立支援に寄与する内容となっているか。
- (キ) 被雇用者の技術向上や接遇等研修体制が整っているか。
- (ク) 住民参加の体制がとられているか。

イ 経営能力等に関する事項

- (ア) 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があるか。
(管理経営のノウハウ、同種業務の実績、経験者の有無、必要な資材等の整備状況など)
- (イ) 個人情報を適切に管理できるか。
- (ウ) 情報公開に対して適切に対応できるか。
- (エ) 安全管理が適切に行われるか。
- (オ) ユニバーサルサービスの体制が確保されているか。
- (カ) 環境に配慮する積極的な姿勢があり、取組は適切か。

ウ 施設の効用に関する事項

- (ア) 施設の効用を高めるような提案はあるか。

エ 管理運営経費に関する事項

- (ア) 管理経費の効率化が図られるか。

(4) 選定評価組織

「都市整備施設指定管理者選定評価委員会」(以下、「選定評価委員会」という。)において選定評価を行う。選定評価委員会は、学識経験者等外部の委員を含む構成員とし、今回指定期間を更新する都市整備部所管の施設を一括して評価する。

(5) 評価・選定の手順

選定にあたっては、指定管理者募集要項による応募資格を有するものに対して、選定評価委員会において第一次評価(書類審査)を行い、その通過者に対して第二次評価(プレゼンテーション及び質疑)を行う。

区長は、選定評価委員会の報告を受け、第1位及び第2位指定管理者候補者を決定する。また、区長は指定管理者候補者として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

(6) 選定評価過程情報の取り扱い

選定評価に当たって、募集要項及び評価基準は公募時に公表する。また、選定の結

果については、評価結果及びその理由、選定評価組織の構成員を含め公表する。

4 指定手続き等に関する基本的事項

(1) 管理業務の範囲

- ア 利用の承認、不承認その他の利用に関する事務
- イ 施設等の保全に関する事務
- ウ 設置目的に沿ったプログラム運営
 - (ア) 小動物とのふれあい
 - (イ) 引き馬
 - (ウ) ポニー教室（個人）
 - (エ) ポニー教室（団体）（障害児乗馬プログラムを含む）
- エ その他、指定管理業務仕様書の定めるとおり。

(2) 指定期間

区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき指定期間は5年（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、覚書等により個人情報の保護を図る。併せて指定管理者は個人情報の取り扱いに関する規定を作成し、個人情報の保護を図る。

(4) 利用料金制

採用しない。

(5) 標準経費

管理経費の効率化の判断基準となる標準経費を積算する。標準経費には、修繕費及び光熱水費等精算対象となる経費を除き、人件費、事務費、各種機器類の保守管理経費等施設を管理する上で必要な経費が含まれる。公募に当たっては、「参考経費」として示す。

(6) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者による管理の実施状況を評価するため、指定管理者は毎年事業報告書を提出するとともに、利用者の満足度等に関するアンケート等を実施する。指定管理者から提出された事業報告書及び利用者アンケート等に基づき「都市整備部指定管理者運営評価委員会」で管理運営状況を継続的に評価する。

5 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであるため、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む）並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長（副区長へ準用）並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、条例に基づき兼業を禁止している。

6 今後のスケジュール

- ・募集要項の配布 令和5年7月中旬から下旬
- ・質問票の受付 7月下旬
- ・質問票の回答 8月上旬
- ・申請書の受付 8月上旬から中旬
- ・第1次評価（書類審査） 10月上旬
- ・第1次評価結果の通知 10月上旬
- ・第2次評価
（プレゼンテーション及び質疑応答） 10月中旬
- ・選定結果通知 10月下旬
- ・仮協定締結 10月下旬
- ・指定議案提出 11月
- ・指定管理者の指定 12月以降
- 選定結果の公表、引継ぎ
- ・協定締結 令和6年4月1日
- ・管理の開始 4月1日から